

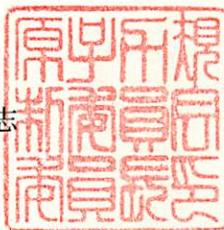


原規規発第 1812217 号
平成 30 年 12 月 21 日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊志



平成 30 年 11 月 21 日付で、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

別記 1 のとおり

2. 不開示とした部分とその理由

別記 2 のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があつたことを知った日から 6 か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として 1 年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

（2）情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 31 年 1 月 8 日（火）から 2 月 7 日（木）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30 から 17：00 まで（12：00 から 13：00 を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から 3 日

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
(該当する□にレ点が記載してあります。)

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法> 写しの交付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記(2)に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門
電話番号：03-5114-2119

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.(2)の情報公開窓口宛てに提出してください。

＜説明事項＞

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. (2) 「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することができますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。
なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4. 「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A4判文書				
閲覧 (①) 164 枚 (うち両面)	①閲覧	100枚までにつき100円	200 円	無料 円
88 枚 (うちカラー)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	2,520 円	2,220 円
50 枚 *複写 (②～⑥) 252 枚 (CD-R DVD-R 1枚 1枚 として概算。) (注2)	③複写機によりカラーで複写したものの交付（カラー部分のみ右配料金で計算。）	用紙1枚につき20円	3,020 円	2,720 円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,620 円	2,320 円
	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,640 円	2,340 円

(注1) 開示実施手数料は基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料（見込額）（※該当する□にレ点が記載しております。）

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	380円
CD-Rの送付	通常郵便物	235円
DVD-Rの送付	通常郵便物	235円

開示する行政文書の名称

126	浜岡原子力発電所第3, 4号機耐震クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
127	浜岡クロスチェック 貸与依頼データリスト送ります
128	浜岡クロスチェック期間に関する打ち合わせの件(連絡)
129	【中部】津波ヒアリングについて
130	【中部電力】次回ヒアリングについて
131	【中部電力】ご依頼の資料について
132	3. 津波の数値シミュレーション 敷地における最大推移上昇量の分布
133	Re:【依頼】津波安全評価ヒアリング
134	浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
135	浜岡発電所第3, 4号機 耐震クロスチェック解析のデータ貸与依頼項目及び質問事項
136	Fw:浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件
137	浜岡クロスチェック 津波に関するデータ受領の件
138	【中部電力】次回ヒアリングのお願いについて
139	中部電力ヒア(10/5)
140	東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
141	東海・東南海・南海地震の発生特性による広域津波の変化
142	東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献
143	9 時間差をもって地震が発生した場合の津波の検討
144	【中部】合同WG資料の送付について
145	Re:【資料送付】合同WG次第案について
146	【資料送付】超巨大津波に関する文献について
147	東海から琉球地域までを震源とする超巨大地震の可能性
148	中部BCヒアの予定
149	Re:【資料送付】超巨大津波に関する文献について
150	東海から琉球にかけての超巨大地震の可能性
151	中部BCヒアリングの予定
153	浜岡津波クロス 追加検討結果の報告
154	浜岡3, 4号機のクロスチェック解析・津波 NISAへの回答
155	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
156	Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
157	【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
158	連絡事項
159	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
160	【資料送付】基礎方程式に関する参考文献ほかについて
161	Re:【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談
162	【資料送付】取水槽付近のレベル、佐竹ほか(2007)について
163	Re:確認事項
164	【ご連絡】浜岡3, 4号取水槽容量ほかについて

165	【ご連絡】 先生へのコメント対応について
166	取水槽応答手計算についてのデータ送付
167	合同WGの資料及び津波時の取水路応答の簡易計算について
168	【中部】次回ヒアリングについて
169	【浜岡津波クロス】気仙沼湾ベンチマーク解析について
170	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
171	Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について
172	Re:砂移動クロスチェック 3者打ち合わせの候補日
173	Re:浜岡ベンチマーク解析について
174	RE:浜岡クロス報告の件
175	RE:Morion式の文献の送付について
176	JNESの採用している波圧評価式
177	RE:津波波力に対する取水塔の安全性(追加資料)の送付について
178	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
179	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
180	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の作業期間の延長について
181	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータの貸与期間延長の依頼
182	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ貸与依頼
183	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いる貸与データの詳細
184	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について
185	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第2回)
186	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第3回)
187	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第4回)
188	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第5回)
189	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第6回)
190	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について(第7回)

191	浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック 解析に用いるデータ提出について(第8回)
192	「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴 う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係る クロスチェック解析について

不開示とした部分とその理由

127. 浜岡クロスチェック 貸与依頼データリスト送ります	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
128. 浜岡クロスチェック期間に関する打ち合わせの件（連絡）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
129. 【中部】津波ヒアリングについて	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公することにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
130. 【中部電力】次回ヒアリングについて	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する

	<p>情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
131. 【中部電力】ご依頼の資料について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
133. Re:【依頼】津波安全評価ヒアリング	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び

	<p>独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
134. 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
136. Fw:浜岡クロスチェック 津波に関するデータ貸与依頼の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>



137. 浜岡クロスチェック 津波に関するデータ受領の件	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
138. 【中部電力】次回ヒアリングのお願いについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
139. 中部電力ヒア（10／5）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。



	<p>開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
140. 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
142. 東南海・南海における津波の時間差発生に関する文献	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書きに該当するため、不開示とした。
144. 【中部】合同 WG 資料の送付について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人の FAX 番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の</p>

	<p>権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
145. Re: 【資料送付】合同WG次第案について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
146. 【資料送付】超巨大津波に関する文献について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメ</p>

	メールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
149. Re:【資料送付】超巨大津波に関する文献について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
153. 浜岡津波クロス 追加検討結果の報告	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
155. Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を

	<p>識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
156. Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
157. 【返信】Re:【保安院】浜岡BC津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書き</p>

	きに該当するため、不開示とした。
158. 連絡事項	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
159. Re:【返信】Re:【保安院】浜岡 BC 津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
160. 【資料送付】基礎方程式に関する参考文献ほかについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する</p>

	<p>る情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
161. Re:【返信】Re:【保安院】浜岡 BC 津波評価に係るご相談	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレス並びに所属並びに所属機関の所在地並びに所属機関の電話番号並びに所属機関のFAX番号並びに所属機関のHPに係る情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
162. 【資料送付】取水槽付近のレベル、佐竹ほか（2007）について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不</p>

	<p>開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、建屋の名称又は配置に係る情報については、公にすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
163. Re:確認事項	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
164. 【ご連絡】浜岡3, 4号取水槽容量ほかについて	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する

	<p>情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
165. 【ご連絡】■先生へのコメント対応について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
166. 取水槽応答手計算についてのデータ送付	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び

	<p>独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
167. 合同WGの資料及び津波時の取水路応答の簡易計算について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>

168. 【中部】次回ヒアリングについて	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
169. 【浜岡津波クロス】気仙沼湾ベンチマーク解析について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
170. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>

	ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
171. Re:砂移動解析のベンチマーク解析の結果報告について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
172. Re:砂移動クロスチェック 3者打ち合わせの候補日	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。</p>
173. Re:浜岡ベンチマーク解析について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすること

	とにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
174. RE:浜岡クロス報告の件	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
175. RE:Morion式の文献の送付について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
176. JNESの採用している波圧評価式	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメ



	ールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
177. RE:津波波力に対する取水塔の安全性（追加資料）の送付について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された法人の電話番号及び法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。
178. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
184. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。



185. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第2回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
186. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第3回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
187. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第4回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
188. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第5回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
189. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第6回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
190. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第7回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するた

	め、不開示とした。
191. 浜岡原子力発電所3号機、4号機耐震安全性評価クロスチェック解析に用いるデータ提出について（第8回）	左記の行政文書中、一部に記載された、法人の印影については、認証機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
192. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について	左記の行政文書中、一部に記載された、建屋の名称又は配置に係る情報については、公にすることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため不開示とした。

「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御提出について

開示決定した行政文書について、実際の開示の実施を受ける（情報公開窓口において文書を閲覧することや、複写機により複写（コピー）をしたものを受け取ること、また、郵送により受け取ること）ためには、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」の「2. 求める開示の実施の方法」の事項を記載し、手数料が必要な場合は下記の額の印紙を添付して、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先」に提出していただくことが必要です。

1. 開示の実施に必要な手数料

※開示請求手数料（300円）控除後の実際の手数料

① 閲覧	無料
② すべて白黒コピー	2220円
③ カラー部分のみカラーコピー	2720円
④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写	2320円
⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写	2340円

また、郵送を希望される場合には、必要な切手についても同封してください。

2. 必要な切手の額

①コピーの送付	570円
②CD-Rの送付	235円
③DVD-Rの送付	235円

なお、事務所における開示の実施（閲覧又はコピー等を受け取ること）を選択される場合には、当方で開示の実施の準備を行う必要がありますので、開示を受ける希望日の3日前には、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当方に届くように御提出願います。

行政文書開示請求書

平成 30年 11月 19日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

〒 [REDACTED]

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

原規規発第18042710号（平成30年4月27日付け）で開示決定された文書のうち、別記1の「開示する行政文書の名称」リストの番号126から192までの文書。ただし152を除く。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 (_____)

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 ※この欄は記入しないでください。 300円	(受付印) 
---------------------	---	--

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	

添田 孝史 様

平成30年12月25日

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部

地震・津波審査部門

荻野

書類のご送付について

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、別添申出書にてお申し出いただいた書類をお送りいたします。ご査収の程、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具